

御嶽山火山防災協議会 活動計画（平成30年度～令和2年度）

平成30年度活動計画	令和元(平成31)年度活動計画	令和2年度活動計画
<p>御嶽山火山防災協議会は、火山活動に関する情報の共有を図るとともに、必要な防災体制を構築するため、関係自治体・機関が連携して継続的な活動を行い、必要に応じて随時、協議会を開催する。</p> <p>具体的には、平成30年度において、次のとおり事業を実施する。</p> <p>1. 火山防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動が活発化した場合の防災対応について、「御嶽山火山防災計画」等に定める、関係機関相互の情報伝達・情報共有の方法について、訓練を通じて確認・検証する。(実施時期：6月末) 併せて、協議会構成機関が役割を認識し、連携して迅速かつ的確な対応ができるよう、両県の実情に対応した防災訓練を実施する。 <p>2. 登山者・観光客の安全対策の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調査(実施時期：9月頃)や火山防災訓練の結果等を踏まえ、登山者や観光客に対する安全対策(情報伝達や避難誘導の方法、避難施設の整備、立入規制の広報等)について、より具体的な検討を行う。 協議が整った対策については、協議会及び構成機関が実施する施策に反映させる。 安全対策の進捗を踏まえ、市町村が実施している立入規制の変更について、協議する。 <p>3. 火山防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における防災力向上のため、住民や登山者等を対象として、火山防災に関する知識の啓発に努め、御嶽山の火山活動や火山防災を理解するための学習会を開催する。 <p>4. 継続的な現状把握及び情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 御嶽山の現状を継続して把握するとともに、必要に応じて随時、協議会や幹事会を開催し、平常時から情報の共有を図る。また、異常が観測された場合には、協議会構成機関へ迅速な情報提供を行う体制を整える。 	<p>御嶽山火山防災協議会は、火山活動に関する情報の共有を図るとともに、必要な防災体制を構築するため、関係自治体・機関が連携して継続的な活動を行い、必要に応じて随時、協議会を開催する。</p> <p>具体的には、平成31年度において、次のとおり事業を実施する。</p> <p>1. 火山防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動が活発化した場合の防災対応について、「御嶽山火山防災避難計画」等に定める、関係機関相互の情報伝達・情報共有の方法について、訓練を通じて確認・検証する。 併せて、協議会構成機関が役割を認識し、避難促進施設とも連携して迅速かつ的確な対応ができるよう、両県の実情に対応した防災訓練を実施する。 <p>2. 登山者・観光客の安全対策の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調査や火山防災訓練の結果等を踏まえ、登山者や観光客に対する安全対策(情報伝達や避難誘導の方法、避難施設の整備等)について、より具体的な検討を行う。 協議が整った対策については、御嶽山火山防災避難計画への反映も検討しつつ、協議会及び構成機関がその対策を実施する。 市町村が立入規制を緩和するに際しては、実施される施策が登山者等に対し確実に情報提供されるよう、その手段・手法について検討を行う。 <p>3. 火山防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における防災力の向上に加え、住民や登山者等に対する安全対策の検討に活かすため、火山防災に関する知識の啓発に努め、御嶽山の火山活動や火山防災を理解するための学習会を開催する。 <p>4. 継続的な現状把握及び情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 御嶽山の現状を継続して把握するとともに、必要に応じて随時、協議会や幹事会を開催し、平常時から情報の共有を図る。 異常が観測された場合には、必要な防災対応を協議するため、協議会構成機関へ迅速な情報提供を行う。 	<p>御嶽山火山防災協議会は、火山活動に関する情報の共有を図るとともに、必要な防災体制を構築するため、関係自治体・機関が連携して継続的な活動を行い、必要に応じて随時、協議会を開催する。</p> <p>具体的には、令和2年度において、次のとおり事業を実施する。</p> <p>1. 火山防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動が活発化した場合の防災対応について、「御嶽山火山防災避難計画」等に定める、関係機関相互の情報伝達・情報共有の方法について、訓練を通じて確認・検証する。 併せて、協議会構成機関が役割を認識し、避難促進施設とも連携して迅速かつ的確な対応ができるよう、両県の実情に対応した防災訓練を実施する。 <p>2. 登山者・観光客の安全対策の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調査や火山防災訓練の結果等を踏まえ、登山者や観光客に対する安全対策(情報伝達や避難誘導の方法、避難施設の整備等)について、より具体的な検討を行う。 協議が整った対策については、御嶽山火山防災避難計画への反映も検討しつつ、協議会及び構成機関がその対策を実施する。 市町村が立入規制を緩和するに際しては、実施される施策が登山者等に対し確実に情報提供されるよう、その手段・手法について検討を行う。 <p>3. 火山防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における防災力の向上に加え、住民や登山者等に対する安全対策の検討に活かすため、火山防災に関する知識の啓発に努め、御嶽山の火山活動や火山防災を理解するための学習会を開催する。 <p>4. 継続的な現状把握及び情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 御嶽山の現状を継続して把握するとともに、必要に応じて随時、協議会や幹事会を開催し、平常時から情報の共有を図る。 異常が観測された場合には、必要な防災対応を協議するため、協議会構成機関へ迅速な情報提供を行う。